

防災安全R 6-5-5  
2025年3月25日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管理部長

### 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

弊社から2025年3月25日付で届け出ました「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきましては、福島県原子力安全対策課の組織改正に伴い、見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、2025年4月1日より次回修正までの間、別添のとおり読み替えて運用させていただきますので、ご連絡致します。

別添

- ・福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

以上

## 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
	<p>福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p>2025年3月</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p>福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p>2025年3月</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社</p>	

## 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読 替 後	備 考
II-3	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <pre> graph TD     A[事象発見者 (当直長等)] --&gt; B[通報連絡責任者]     B --&gt; C[原子力防災管理者]     B --&gt; D[本社通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者)]     C --&gt; E[福島県危機管理部 原子力安全対策課 ※3 (福島県知事)]     C --&gt; F[大熊町環境対策課 (大熊町長) ※3]     C --&gt; G[双葉町住民生活課 (双葉町長) ※3]     C --&gt; H[福島県環境創造センター環境放射線センター]     C --&gt; I[富岡町生活環境課 ※3]     C --&gt; J[楢葉町くらし安全対策課 ※3]     C --&gt; K[関係周辺市町村 ※1※3]     C --&gt; L[福島県警察本部警備部灾害対策課]     C --&gt; M[双葉警察署]     C --&gt; N[双葉地方広域市町村圏組合消防本部]     C --&gt; O[富岡労働基準監督署]     C --&gt; P[福島海上保安部警備救難課]     C --&gt; Q[関係周辺市町村消防署及び警察署 ※2※4]     C --&gt; R[福島第一原子力規制事務所]     C --&gt; S[経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課]     C --&gt; T[現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター)]     C --&gt; U[環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設整備推進課 (中間貯蔵施設浜通り事務所)]     D --&gt; V[原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)]     D --&gt; W[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課]     D --&gt; X[社内関係箇所]      E --&gt; Y[福島県危機管理部 原子力防災課 ※3 (福島県知事)]     Y --&gt; F     Y --&gt; G     Y --&gt; H     Y --&gt; I     Y --&gt; J     Y --&gt; K     Y --&gt; L     Y --&gt; M     Y --&gt; N     Y --&gt; O     Y --&gt; P     Y --&gt; Q     Y --&gt; R     Y --&gt; S     Y --&gt; T     Y --&gt; U     V --&gt; W     V --&gt; X   </pre> <p>■ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <pre> graph TD     A[事象発見者 (当直長等)] --&gt; B[通報連絡責任者]     B --&gt; C[原子力防災管理者]     B --&gt; D[本社通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者)]     C --&gt; E[福島県危機管理部 原子力防災課 ※3 (福島県知事)]     C --&gt; F[大熊町環境対策課 (大熊町長) ※3]     C --&gt; G[双葉町住民生活課 (双葉町長) ※3]     C --&gt; H[福島県環境創造センター環境放射線センター]     C --&gt; I[富岡町生活環境課 ※3]     C --&gt; J[楢葉町くらし安全対策課 ※3]     C --&gt; K[関係周辺市町村 ※1※3]     C --&gt; L[福島県警察本部警備部灾害対策課]     C --&gt; M[双葉警察署]     C --&gt; N[双葉地方広域市町村圏組合消防本部]     C --&gt; O[富岡労働基準監督署]     C --&gt; P[福島海上保安部警備救難課]     C --&gt; Q[関係周辺市町村消防署及び警察署 ※2※4]     C --&gt; R[福島第一原子力規制事務所]     C --&gt; S[経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課]     C --&gt; T[現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター)]     C --&gt; U[環境省福島地方環境事務所中間貯蔵施設整備推進課 (中間貯蔵施設浜通り事務所)]     D --&gt; V[原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)]     D --&gt; W[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課]     D --&gt; X[社内関係箇所]      E --&gt; Y[福島県危機管理部 原子力防災課 ※3 (福島県知事)]     Y --&gt; F     Y --&gt; G     Y --&gt; H     Y --&gt; I     Y --&gt; J     Y --&gt; K     Y --&gt; L     Y --&gt; M     Y --&gt; N     Y --&gt; O     Y --&gt; P     Y --&gt; Q     Y --&gt; R     Y --&gt; S     Y --&gt; T     Y --&gt; U     V --&gt; W     V --&gt; X   </pre> <p>■ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>福島県原子力安全対策課の組織改正に伴う読み替え</p>

## 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読 替 後	備 考
II-4	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1/2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）</p> <p>II - 4</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1/2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部 南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署、伊達地方消防組合消防本部 田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署 常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）</p> <p>II - 4</p>	福島県原子力安全対策課の組織改正に伴う読み替え

## 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読 替 後	備 考
II-6	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1/2）</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村  ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部  田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部  田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署  常磐消防署、内郷消防署  ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。  ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※5: メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）  ※6: 平成23年3月1日発生事象に対する応急措置の実施報告先</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1/2）</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村  ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部  田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部  田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署  常磐消防署、内郷消防署  ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。  ※4: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※5: メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）  ※6: 平成23年3月1日発生事象に対する応急措置の実施報告先</p>	<p>福島県原子力安全対策課の組織改正に伴う読み替え</p>